

○浦添市議会政務活動費の交付に関する規則

平成13年 3 月29日

規則第10号

改正 平成16年 9 月15日規則第15号

平成25年 2 月26日規則第 2 号

令和 3 年 3 月 9 日規則第10号

注 令和 3 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦添市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第11号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度市長が指定する日までに、市長に対し、議長を経由して、政務活動費交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、条例第 4 条に規定する異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して、政務活動費変更交付申請書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

(令 3 規則10・一部改正)

(交付決定)

第 3 条 市長は、毎年度、前条第 1 項の規定により申請のあった会派に対し、交付すべき当該年度分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に、政務活動費交付決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第 2 項の規定による申請を受けたときは、当該年度において交付する政務活動費の額の変更を決定し、当該会派の代表者に、政務活動費変更交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(令 3 規則10・一部改正)

(交付請求等)

第 4 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた会派の代表者は、通知を受けた日から 5 日以内に、市長に対し政務活動費交付請求書（様式第 5 号）を提出するものとする。

2 前条第 2 項の規定による通知を受けた会派の代表者は、速やかに、市長に対し、政務活動費追加交付請求書(様式第 6 号)を提出して政務活動費の追加交付を受け、

又は市長の発行する納付通知書により、交付を受けた政務活動費の全部又は一部を返還するものとする。

(令3規則10・一部改正)

(収支報告書の閲覧及び写しの送付)

第5条 条例第9条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日から起算して30日を経過した日の翌日から行うことができる。

2 前項の収支報告書の閲覧は、議会事務局長の指定する場所で行う。

3 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を作成するとともに領収書等の証拠書類を整理し、その写しを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(令3規則10・一部改正)

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月15日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の浦添市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの規則による改正前の浦添市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月9日規則第10号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

浦添市長 殿
(浦添市議会議長経由)

会 派 名
代 表 者 名 印

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

浦添市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代 表 者 名
- 4 経 理 責 任 者 名
- 5 所 属 議 員 数 人(月1日現在)
- 6 交付申請額(年度分) 円

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

浦添市長 殿
(浦添市議会議長経由)

会 派 名
代 表 者 名 団

政 務 活 動 費 変 更 交 付 申 請 書

浦添市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額(年度分)	円	円	

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

会 派 名

代表者氏名 殿

浦添市長 印

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、浦添市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額(年額) 円

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

会 派 名

代表者氏名

殿

浦添市長

印

政 務 活 動 費 変 更 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付額の変更について、下記のとおり決定したので、浦添市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第2項の規定により通知します。

記

1 変更前の交付決定額 円

2 変更後の交付決定額 円

様式第 5 号(第 4 条関係)

年 月 日

浦添市長 殿
(浦添市議会議長経由)

会 派 名
代 表 者 名

印

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

浦添市議会政務活動費の交付に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 金 円
ただし、 年 月分～ 年 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 人

様式第 6 号 (第 4 条関係)

年 月 日

浦添市長 殿
(浦添市議会議長経由)

会 派 名
代 表 者 名 印

政 務 活 動 費 追 加 交 付 請 求 書

浦添市議会政務活動費の交付に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおりに政務活動費の追加交付を請求します。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 交付済額 | 円 |
| 2 | 変更交付決定額 | 円 |
| 3 | 追加交付請求額 | 円 |